

## 緊急地震速報検討委員会運営要綱 改正（案）

## （目的）

第1条 「緊急地震速報検討委員会」（以下「委員会」という。）は、気象庁における緊急地震速報の実用化に向け、以下について具体的な検討を行う。

- （1）緊急地震速報の提供システム及び処理手法に関すること。
- （2）緊急地震速報の伝達に係る技術的事項に関すること。
- （3）その他必要な事項

## （他委員会との連携）

第2条 緊急地震速報の利活用に係る検討については、「ナウキャスト地震情報緊急地震速報の実用化に関する検討委員会」において行う。両委員会は各々の成果を活用し、連携して検討を進める。

## （委員長）

第3条 委員会に委員長を置く。

## （委員長の指名）

第4条 委員長は、気象庁地震火山部長が指名する。

## （構成）

第5条 委員会の委員は、気象庁地震火山部長が指名する。

## （参考人の招聘）

第6条 委員長は、委員会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

## （構成）

第7条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

## （事務局）

第8条 委員会の成果のとりまとめや円滑な運営を図るため、気象庁地震火山部管理課に事務局を置く。

## （委員長代理）

第9条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が副委員長としてその職務を代理する。

## （その他）

第10条 この要綱に定めるものの外、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附則

この要綱の施行期間は、平成14年11月27日から委員会の検討が終了するまでとする。

（平成15年 3月 6日一部改正）

（平成15年11月11日一部改正）

（平成17年 3月28日一部改正）

（平成18年 7月27日一部改正）